



農地の転用には許可が必要です！

「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に転用してもよいのでは？」といませんか。

農地は個人の土地ですが、農地法の許可等がなければ「売買・賃借・転用」は一切できません。（改正農地法の施行により、転用許可基準等がこれまでより厳しくなりました。）

なぜ？

農地は食料の供給にとって大切なものであり、一度農地以外のものにされると元に戻すのが困難です。将来に向かって優良な農地を確保できるよう、また乱開発につながる無計画な転用を防止するため、農地法により転用許可制度が定められています。

許可なく違反転用すると…

許可を受けないまま無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用しない場合には農地法違反となり、3年以下の懲役または300万円以下の罰金という刑事罰が科せられることがあります。

* 法人の場合は1億円以下の罰金になります。



農地改良等工事を行う場合には 事前に届出が必要です！

最近、『農地改良工事をする。費用は、無料（あるいは、格安）で請け負う。』と地権者に話があり、契約をしたところ、農地に工事残土等を入れられて、農地復元が困難になるという問題が起きています。隣接農地等に被害があった場合、土地所有者に責任が及ぶこともあります。十分にご注意ください。また、このような話があったときは、農業委員会事務局までお知らせください。

また、農地改良等工事を行う場合には事前に届出書を農業委員会事務局に提出しなければなりません。ご相談等は、農業委員会事務局までお願いいたします。

農地転用に関しては…

農地転用・農地改良工事等の申請受付は、農業委員会が行っています。
（ただし4haを超える農地転用の申請受付は北海道知事になります。）

問 い 合 わ せ 先

札幌市農業委員会事務局

Tel. 211-3636